

多肥集約化と小農民経営の自立(下)

高 沢 裕 一

三 商品作物生産と労働力の存在形態

本節では、商品作物栽培の発展と労働力の社会的存在形態の変化について、前節で検討した農業生産力発展に直接的に関連するかぎり、そのうち当面たしかめておきたい点を述べることにする。その検討は部分的かつ表面的に行なうにとどめるが、それによって農業生産内部における生産力発展について不十分にでも補足し、また次節でみる農業経営の変化の前提条件を不十分にでもしらべようとするものである。そこで、農民的商品・貨幣経済発展の内容的側面として、まず(1)生産力発展に寄与して商品作物栽培の発展が持った意味を考え、つぎに(2)農村労働力の社会的な変化について検討することにしよう。

1 商品作物栽培の発達が金肥の普及・多肥化と関連していることは前節でも指摘したが、先掲延宝六年『能美郡田植付、培図り』には米作に関してとともに麦作、菜種作についても記しており、また『耕稼春秋』の先掲「農人入用中勘」でも、その文尾に「石川郡百姓夏作に取物」として菜種、大・小麦の収穫量を示し、前者は年貢のための貨幣収入に、後者は百姓の食用になると記している。能美・石川郡では米とともに麦と菜種は農民一般に作られていたと考えられる。麦は商品作物とは云えないかもしれないが、菜種とともに重要な田方裏作物なので一緒に検討しよう。これらはかなり以前から栽培されていたと思われるが、改作仕法以後では加賀藩は寛文・元禄のころ、とくに凶作の年などに百姓が麦種に不足しないよう注意をうながし、ま

た御貸米を命じており、菜種についても、寛文期に下値に
なつて百姓が差支えぬよう藩が買置きをしたり銀子を貸し
たりしている。また寛文二年三月、金沢に近い田井村の願
書に、村高四百石のうち島所をのぞく「残二百石余は不残
毎年麦・なたねをまき不申候へば百姓相つづき不申候」と
して、田地が与力屋敷地になることに反対している。^③これ
らから、当時の麦・菜種裏作は、農民がその生計維持のた
めに行なわざるをえなかつた面がつよく、それ故に領主も
積極的に保護したようにみえる。

しかし、貧窮にもとづく栽培でも、次第に多く作られ、
商品ともなる。『耕稼春秋』は「御領国三州にて麦・菜種、
承応改作の頃より唯今迄田の歩教一倍程多く植る事口伝有、
惣じて一ヶ年田畠一所に二作ともすれば、土の性ぬけて下
地となる、是によつて糞も段々多く入増物也^④」と、一七世
紀後半における菜種作の増加とそれによる多肥化をのべて
いる。その数量は、元禄一〇年改作所の調査で「三ヶ国惣
麦高」は「二千百五十三万千六百六十三歩、内二十三万四
千九百八歩菜種」となっている(ただし菜種反別には疑問が
ある^⑤)。麦・菜種は三州のうち加賀国で、なかでも石川郡平

野部で多く生産された。『耕稼春秋』は、松任近辺が大麦
の収穫量が高く、小麦も上質であるとのべ、菜種も「菜種
子は加州一国第一近国に勝て植、取分石川郡多く植る、其内
にも野々市より柏野辺まで三里四方程は猶以多植る」と記
している。^⑥正徳六年(享保元年)の調べによると、加州三郡
(河北・石川・能美)の「当年出来菜種」合計一三、八四九
石四七八合、そのうち九一・九%までが石川郡で産し、能
美郡は六・四%、河北郡は一・七%である。また出来高か
ら「百姓自分油種并こゑ種」を除いた残りの「払種」は合
計一二、四五六石六〇四合で、この出来高に対する比率、
すなわち商品化率は、三郡合計が八九・九%、石川郡九二・
九%、能美郡五八・二%、河北郡五〇・三%である。石川
郡はいうまでもなく、他の二郡もかなり高率であるといえ
よう。

菜種は施肥量の多少が収穫量の多少に大きく影響する作
物である。『耕稼春秋』は野々市より柏野辺りの菜種作の
「糞入用中勘図り」を記した上で、「但浜方并金沢廻り、
其外遠方の村々はこの図り松任近辺より減じ、又出来菜
種も減じ」とも、また「菜種のこゑ百姓によりて大に多少

有、取目も又多少有」とも記している^⑤。同じ頃の江沼郡の『農事遺書』は、菜種を植える土地は「当処ノ如キ悪田」に対して「加州能美・石川郡ナドハ上田ナルガ故ニ」云々と指摘している^⑥。このように麦と菜種は早稲田跡の裏作として石川郡を中心に発展したのであり、それが田方の多肥化方向への生産力発展を促進したことが知られる。また菜種は、「其子油に搾りて甚潤色あるゆへ、三州の農民多く是を作る、他国とちがひ麦よりは上りよろしき故、平村の分は菜種を作る事なり」というように利潤の多い商品作物であったことが、多肥施用をうながし、また可能とさせた要因であつたろう。

つぎに蔬菜類についてみよう。詳細な挙例は省くが、周知の『耕稼春秋』の記述や延宝六年石川郡特産野菜等の書^⑦上その他によって、金沢近郊の村々で大根・蕪・瓜類・牛蒡・にんじん・ねぎ・茄子など、それぞれ特徴のある品種、良質の品種が作られ、売り出されて小規模な特産地を形成していたことが知られる。これらも早稲や麦などの刈跡の「菜園田」に栽培されるものが多かったのである。また菜種と同じ十字花科（油菜科）に属する大根・蕪などや茄子・

瓜、また葉菜類はいずれも多肥施用によって収穫を多くできる植物である。『耕作大要』（石川郡）は「西瓜ハ尿多ク、指統テ茄子也、茄子ハ尿多クスレハ多生、瓜・西瓜ナドモ尿厚薄次第ニテ生ル事多少アルヘシ」と云い、また「尿ノ仕様加減六ヶ敷、大キニ功不功者アリ、松任・金沢近里ハ功者也、稼ニスル故昼夜打カカリ居ル」とのべて、多肥化、さらに売るための生産として昼も夜も手入れを怠らないうていねいな作業ぶり、つまり集約的であることを指摘している。この点は菜種にしても同様であつた。こうして、『耕稼春秋』では「菜種に限らず、何にても一色多く作る所は手入糞多く入、又万事取目も多有也」というのであり、『耕作大要』も「都而畑物ハ金沢近郷ハ早ク時、出来ヨキ也、功不功者ニテ大キニ違アリ」とのべることになる。すなわち、特産地の形成は生産方面での多肥・集約化の進展に支えられてなされ、逆にまたそれを促進しているのである。

たばこ栽培も一七世紀後半から発達した。とくに鶴来奥山方、手取川端平野部の柏野村辺りに比較的上たばこが作られるようになった。たばこ栽培に関する史料は、早くは

万治三年八月に石川郡へ対して藩用の青たばこ二百枚の調達を命じた例があり、寛文七年三月には葉たばこ・刻たばこ共に津留としていたが、その後本田畑作り禁止の制限下にも栽培は増大した。正徳三年二月の石川郡十村よりの油かす・干鰯値下げ願のなかに「能美郡・石川郡鶴来奥山方并里方之内、近年たばこ作り申候……(本田にも)密々に作り申様に罷成申候……たばこ養に第一油粕を以作立申に付大分油粕入申儀に而御座候」とのべている。たばこもまた施肥量の多い作物であるが、その発展が金肥の導入を進めており、しかも油かすを主要な肥料としているのは菜種栽培の発展を前提としていることを示し、この意味で(平野部の)菜種栽培の発展と(山方の)たばこ栽培の発展とは有機的に関連している(後述)。ところで、その生産量については、たばこ半作令が出された際、元禄一六年二月に石川・河北郡の田井、野々市、御所村(いずれも御扶持人十村の居村)の名で提出された(したがって、おそらく能・越を含まない)「当年作可申たばこ歩数」、すなわち例年の半分作の見積りは「三十四万二千四百五十歩、此たばこ葉中勘五十一万三千六百七十五斤」、つまり三〇〇歩一反として一四

町歩余である。地域の特産物として決して少ない数値ではない。また享保一年のたばこ売買取りしまりのため吟味人を設置した際の文書中に、能美・石川郡について「たばこ差出候数百人之百姓とも」とあり、彼らは「米ノ代リニ作り出村も有之」、「其価を以御年貢等ニ取用申事ニ候」とあるごとく、山方における専門化した作物の一つとなっているのである。なお能登・越中兩國では「越中福野在々并能州富来迄在々(つまり口郡一帯か)引用者にて出来たはこ」があったが、越後から舟積して移入するもの、鶴来から買うものも多かった。しかしそれでも、口郡の場合は比重の高い商品作物であった。元文三年の羽喰・能登兩郡一組の出来高・通用高調査によれば、たばこは一四万斤を産し、うち八万三千斤を兩郡内で消費している。だから兩郡の外への移出率は四〇・七%になる。他の産物の郡外移出率と比べると塩(出来高二万俵)の八七・五%に次いでおり、三位は布(出来高一万五千端)の三六・七%、四位は大豆(出来高千八百石)の一・一%、その他はごく少量にすぎない。その他、茶、麻苧、桑などでも集中的に生産される地域が形成されるようにみえる。石川郡以外は『耕稼春秋』ほ

ど詳しい史料がないため不十分にしか知りえないが、以下で大よその見当をつけてみよう。茶については『耕稼春秋』に「江沼郡・能美郡悪茶多作りて売買有」とあり、元禄元年加州三郡の「他国他領江売出し品々」書上に三谷（大聖寺南方の山間）の煎茶が記載されている。また正徳二年大聖寺藩領の引免要求一揆に伴った打こわしでは、茶問屋・紙問屋廃止を要求して、平野部の「茶場の者共」が茶問屋を、紙屋谷（山中谷）など谷あいの村民が山中町の紙問屋を襲っている。紙（楮）はそのほか石川郡二俣、越中五箇山などでも特産したことは周知のところである。

また麻布、絹織物の生産地周辺では麻苧や桑の栽培が行なわれていた。口郡は能登上布の生産地であるが、正徳三年に「江州其外商人毎年口郡ニ而布かせ買申候」とのべた文書があり、礪波郡では八講布、五郎丸布など、川上布と総称されて戸出町を中心に一円に広く産していた。『耕稼春秋』に麻苧は石川郡では売買しないが「越中・能州は百姓作して売買す」とあるのは、そうした状態を示したものであるろう。また絹織物業は江沼郡大聖寺（大聖寺藩）、能美郡小松、石川郡松任、また礪波郡井波・城端などを中心に

して行なわれていたが、たとえば城端では元禄・宝永期に麻布生産の漸減傾向に対して絹織物業が隆盛することが知られ、またこれに伴って周辺農村や山方で養蚕・製糸業、つまり商品作物栽培と農間余業が存在し発展したのである。『耕稼春秋』は桑の肥料について「何にても草土小石など根本へ寄置ば糞に成、葉能茂る、然れども近年鶴来山奥に桑にこえをよくして利潤有事を知て、干鰯二ツに切、小木には一切、大木には干鰯一ツ宛、春木根本に埋み置ば桑の葉五割程多有と云」とのべて、ここでも金肥導入、労働集約化のすすんできたことを指摘しているのである。

ほかにも湿地帯の藺、奥能登の漆などの特産作物を挙げうるが、右の例から商品作物が地域の特産物として、惣じて一七世紀後期から一八世紀初期にかけて展開したり画期をもったりしていると思われる。各特産地の形成はもちろん単独でなく、前述の（里方の）菜種と（山方の）たばこが油かすの需給関係で関連していたごとく、都市（金沢）とその近郊農村とが蔬菜栽培、肥料購入（前節）、また労働力移動（後述）などで関連しているごとく、一般的に云って地域の特産物は相互に有機的に関連し合って発達したと考

えられる。もっとも、こうした商品作物栽培が、後述のようない七世紀後期における収斂の敵しさによる農民層の窮迫・没落の危機状態をのりきるために促進された面をもつたであろうし、それ自体総体的にみてもさまざまな発展といえるものではない。それに、この北陸地方は全体としては米作単作に専門化する地域なので、そのなかでの商品作物生産、また織物などの農村工業も、その仲展にはせまい限度があったはずである。さらに生産・流通上の比重の高いものほど強く領主によって統制されていたことは、当時の法令などから数多く例示できるし、小野正雄氏は、寛文・延宝期における領域市場の再編・掌握が行なわれたと指摘している^④。このような商品生産に対する諸制約と、その下で予想される発展の歪曲については、さらに詳細微妙な検討を要するが、本節の目的はそこにはなく、諸制約のもとで、それなりに展開した商品生産がもたらした農業生産・経営への一定の影響の確認である。

それは、すでにみたように多肥集約化方向への生産力発展の重要な要因であったことであり、一般農民層を商品・貨幣経済にまきこんで金肥や新式農具購入の前提条件とな

ったことであり、またその農民的商品・貨幣経済は、つぎのべるような農村労働力の流出と形態変化も生起して農業経営形態の転換に作用するのである。そこで、まとめと次の問題へのつなぎに代えて、明和・寛政期に郡奉行・改作奉行などをつとめ、その間『改作所日記』などを編んだ高沢忠順の叙述を『改作概要記録』(別名『御改作御趣意考』、『高沢税賦考』)から二、三引用してみよう。それは金沢周

辺の商品・貨幣経済発展の最先進地域の様子を彼なりの見方でまとめたものである。すなわち、金沢城下の発展と華美の風潮につれて、「此ゆゑに燈油をはじめ野菜類等買ふ人多く成により、近在村々は段々本田を畠となし日用の野菜其外無益の畑物まで作り出し、石川郡は別て菜種田多く、是は二タ物成にて百姓は少し徳あるやうなれども米の出来損あり、惣て畠物はやしなひも人力も多く懸り、百姓手前畢竟損ながら、当座に代銭の手へまはる事をこのみ、扱御城下の華麗を見習ひ衣食等につかひ失ふ百姓多し」。菜種、野菜などの栽培の発達が金沢周辺の農民を商品・貨幣経済にまきこみ、華美の風を助長しながら、他方で肥料代の増加などからかえって困窮する者が多いことが指摘されてい

る。しかもまた、つぎのような動きも惹起した。「其中にも御郡方の内に世智がしこく町方を羨む者は、折を待て村方を逃れ去り、小商ひなどして終には町方の家持となり、仕合よき者は大商人と成り、衣食華麗、願望を達するあり」。しかし他方では「彼田地を失ひたる百姓は生業に離れ、其中には乞食して御城下へ来り非人小屋へ入もあり、不便のありさま」。すなわち農村労働力の流出現象。これらに領主の収斂が一要因となっているならば、領主にとって重要な自己矛盾の展開であったといわねばならない。それではつぎに農村労働力の流出・形態変化について検討しよう。

2 ここではさしあたり、主として法令類にあらわれた農村労働力の移動・変化の状況を、改作仕法の後、一八世紀中頃までについて一定の動きを読みとってみよう。まず方治年中の関係法令は、他国出禁止と家中奉公人規制についてみられる。百姓や頭振が他国へ行くことを原則として禁じ、雇われて他国へ行った者は定めの日限(五〇日)以上に居留らぬように命じ、また家中奉公人(役小者、鎧持、馬持、乗物かき小者、草履取、あらしこ)に対しては給銀を定め、一

季居奉公人御定書などを出して理由なしに暇をとったり、許可をえた者でも耕作に従事する者は別として、日用取などになることを禁じている。^⑤つまり規制の主眼は、農業労働力の確保、および農村から徴発した武家奉公人の規制であり、これは以後の時期にも基本的な規制としてくり返し触れられている。

これが寛文期以降、延宝期をへて正徳期にもなると次第に状況が変化してきて、いろいろの対策が行なわれる。まず、寛文期には走百姓について改作仕法とは少し趣を異にした措置がとられる。寛文三年正月に特に罪科のあったもの以外は赦免するから立ち帰るよう命じ、同六年一〇月には走百姓を訴えれば褒美を与えると触れ、同一〇年七月には、前年からつづく凶作のなかで、欠落人を呼返せば以前のごとく田地を与えると令している。^⑥しかし翌一一年二月の令では、走百姓は持高を取揚げ家財は闕所し立帰っても家高は渡さないとしている。^⑦走百姓対策は改作仕法の重要な要素であったが、当時においても走百姓は絶えなかったものであり、寛文六年七月に改作奉行より年寄中へ宛てた「改作方裁許仕様書上」には、走百姓について「又先年改

作以前之様に可罷成哉と第一此所あやぶみ奉存候」とのべ
ている。^{①①}

なお、右の寛文一一年の施策転換に関連して少しく云え
ば、寛文九年七月に、改作法以来の禁を犯して百姓へ貸物
をした者は、その貸物を取り立てぬよう申付け、^{①②} 同年一〇
月には百姓に対して借物することを改めて禁じている。^{①③} そ
して翌一〇年一二月には百姓へ貸物して弁済に田地を没収
した石川郡の十村の手代が獄門に処せられている。^{①④} 改作法
的施策の復活といえよう。また同一〇年八月には次の趣旨
の令が出される。^{①⑤} 藩主綱紀の直接執政の年数が浅いので
「御仕置之御心得にも可成かと、目安上げ次第に被成置候
処、むざと仕義迄申上候」、それでは非分のない十村まで
「ひずみ」、改作の妨げにもなるおそれがあるので、今後は
十村共は百姓の意向を顧慮することなく旧例を守って諸事
申付けよ。こうした一連の全般的な改作法的施策への方針
転換・復帰のなかで、さきのごとく寛文一一年に走百姓対
策も変ったと理解される。しかしそれが効果があったとは
考えられない。その後も他国かせぎに出る者が多く、「江
戸などには際限も無之段相違無之候」(正徳五年一二月触)^{①⑥}

であったし、また領内に滞留して浮浪人・乞食人となつて
いるものが多くあった。

そこで、村をはなれて浮浪した労働力に關してみよう。

加賀藩では飢饉などによる貧窮人が生じた場合には、御貸
米を与え、乞食改めをして粥施行をし、また諸士に命じて
困窮人を譜代として養育・使役させていたが、^{①⑦} 寛文一〇年
三月には、うちつづく凶作に際して金沢近くの笠舞村に非
人小屋を建てて浮浪者を收容した。同年七月一六日現在の
收容人員は一七五三人を数えた。これらの收容者は、希望
者へ「里子」と称する隷属的労働力として引渡され、また
寛文一一年に長坂新村、同一三年(延宝元年)に瀉端新村を
立てて入植させられた。なお收容中に病死したのも少なく
なかったと思われる。^{①⑧} こうして收容人員は、たとえば延宝
六年に三二〇人余に減少するなど、年によって増減はある
が、元禄七年からの非常な飢饉のなかで同九年正月に御貸
米二万石を放出し、米小売所設置などの米穀管理を行ない、
一〇月には百姓が非人・乞食などに出ぬよう取締りを命じ
ても「非人多罷出」、非人小屋を増築しなければならな
かつた。^{①⑨} 同一一年末の收容人員四四五五人、一二年は四五二

五人。それでも收容しきれない者が多くあった。同一三年一〇月の史料には「近年金沢廻り乞食多き儀、愈儀有之」とある。村をはなれて流浪し、金沢近くへ集まったものであろう。また元禄六年五月、同一三年八月に捨子取締り令が出されているが、元禄元々一四年の間に笠舞村領内に合計二七人の捨子があつたという。その後、宝永四年に非人減少につき小屋の一部をこわすことを議しているが、それでも二月二五日現在收容人員二〇七七人、同六年七月二五日現在二一九四人であつた。享保二年二月の史料では一四七人に減っているとあるが、同時に「其以前は大分之人高、惣数三千人又は五千人も有之候」と記されている。

ところで、非人小屋へ收容されない乞食人は町方にも在方にも流浪し、所々で臨時に雇われて生きていたと思われる。その例として、つぎに寛文五年七月に三州御扶持人・十村中より提出された御郡・改作両奉行所宛の返答書を用しよう。これは次節での農業経営の検討にも用いられるので全文を掲げる。

御尋ニ付申上候

一、諸百姓普代下人十人持申内三人又ハ五人宛ハ、乞喰人そく

才ニ在之者五月三月宛養置申候而、やくニも立可申様成者ヲやしない立、里子ニも仕り遣申候、又武年・三年やしない置申候而も心立あしく者者追出し申事も御座候、又五年・三年居申候而も乞喰人之方カ出申も御座候、ケ様之乞喰人共行衛も無御座、親類又は古郷吟味仕候得ハ何角むつかしき義も出来り申様ニ存候間、足ヲため不申失行、手ニたまり不申ニ付而跡々古郷ヲ尋末江届申儀無御座候得共、人手ヲ遣申度奉存付而一月雇之様ニ相心得遣申候、其内年をかさね置申所ニ心立能作りニ情ヲ入申者ハ子分ニ仕、家を為継申者も御座候、其外似寄妻子ヲ仕付子孫迄下人ニ仕ル首尾も御座候、向後ケ様之者見立置申刻、末々江届申候ハ、里子も無御座候間、諸百姓手揃可申かと奉存候間、乞喰人ひろい申儀只今迄之様ニ相対次第ニ被為成可被下候、以上

寛文五年七月
三ヶ岡
御扶持人
十村中

御郡御奉行様
御改作御奉行様

地主手作経営の「下人」一〇人のうち三々五人までは乞食人を月雇い程度の短期のものとして使っている状態が記されているが、それが人手不足を補うためであることがわかる(後述)とともに、乞食人が「古郷」を完全に離れた状態で流浪し、手作地主経営にひろわれて生きていることが

わかる。延宝五年九月に改作奉行が、「御郡之者欠落又者召仕之下々当座隠など仕、切々及案内候」状態に対して、それが違法の離村・流出であると触れているが、右の乞食人は、こうした違法の欠落・当座隠形態で凶作(延宝五年)などを契機に多量に発生し、したがって「古郷」へ戻れぬ事情にあったと思われる。ところで、このような農民層の絶對的窮迫↓離村・流浪の生じた原因は何か。それは凶作年に多くみられたが、問題はその凶作に耐え得ない農民経済の余裕のなさ・未熟さであろう。それには農民的商品経済の発展度と共に農民的余剰を認めない改作仕法(加賀藩農政の基調)そのものも考えられよう。改作仕法について詳しくは稿を改めねばならないが、すでに改作入用図り作成の意図と方法に全剰余労働搾取の原則をみた(第一節)。また後年に高沢忠順が『改作枢要記録』(前掲)などで、礪波郡の十村武部敏行が『御改作始末聞書追加』で、改作仕法を擁護し、それ故に全ての責をその後の施政に帰して指摘している「聚斂貪利」は、全剰余労働搾取原則の自己矛盾の展開した結果に他ならないであろう。もっとも、この自己矛盾展開の形態は時期的条件によって変化するであろう

から、農民の浮浪人化は、離農してもそれに代る職を見出しえない状況、つまり農民的商品・貨幣経済が比較的未熟な段階に特徴的であったと考えられる。しかし、そうした壊滅的状况の一方で、次第に以下でのべるような離農して新しい職につく傾向があらわれはじめ、両状況の併存がみられる。

ではつぎに、延宝期以降表面化し正徳期に問題化する家中奉公人不足現象についてみよう。延宝六年三月、「当春は男奉公人一切無之候之由」につき奉公人が在々へ引込まぬよう触が出され、翌七年には日用御荷物持に徴用できる頭振の人数調査が行なわれる^⑩。そして、この不足現象は正徳期に至って藩政上の大きな問題となる。それは正徳三年正月の次のような事件がきっかけとなった。新川郡泉村の頭振仁兵衛なる者が、御荷物持人足として徴用されて江戸に来ていて、そのまま居留り日用稼ぎをしていたところ、正徳二年八月に病気にかかって加賀藩江戸屋敷のそばへ来たことから、在府の藩主の知るところとなり、国元へ対して、このような御定に反する例がある一方で奉公人が不足すると云っているのは如何なことが、役人を吟味するよう仰出

があった。^②これをきっかけにして、同三年から五年ごろにかけて家中奉公人不足への対策が強められる。すなわち他国へ行く者の取締り強化、勝手に引込んだ者の吟味、そして郡中に対して奉公人提供を要求し、また正徳四年五月の令で金沢の日用・ざるふりには鑑札をもたせることにした。^③この日用・小商人の鑑札制による取りしまりは、奉公人たちがそうした自前の稼ぎをするようになったからであった。「他国之雇者其外日用等自分かせぎ仕候故年々奉公人減少、召置兼候段、何れも承知之通に候」、また「是は致奉公候より日用・ざるふり等自分に渡世仕方勝手宜候に付、宿等へ引込申者多有之」といった正徳三、四年当時の触書中の文言がそれを示している。^④在方からの奉公人徴発の強化については、正徳四年一〇月に十村が連名で意見を上げて、奉公に出ると引込むことができないように考えている者もあろうから勝手次第に引込むことができるようにしてほしいと要望し、また享保三年、諸郡へ家中奉公人数を割符したのに対して、二月一〇日に石川・河北郡の御扶持人・十村不残より、在々より奉公に出ている者はかなりの数にのぼっていることを示して、奉公人が不足するのは奉公に出

た者が勝手次第に借宅または買家して居住するからであって、家中・門前地・町方・宿方に対して取りしまりを行なってほしい旨を述べている。^⑤こうして家中奉公人徴発は、それ自身が媒介して在方労働力をいずれ日用・小商人化し、家中奉公人の不足、さらには在方奉公人の不足を惹起する。領主にとって矛盾する状況が生じたのである。なお、この現象は正徳期以降に問題化したのが、すでに延宝七年八月の御定書中に「奉公人晦日(暇)もらひ日用取・頭振に成候はば曲言に可被仰候」とあり、^⑥また同年二月の触で、家中一季居奉公人の期限をすぎた者に宿貸したり自宅にかくまった^⑦りして日用・商いをさせている者は曲言に申付けると、かなり具体的な規制をしているのは、単に従来の基本的規制を再確認しただけのことではないといえよう。

このような在方労働力↓家中奉公人↓日用・小商い(自前稼ぎ)のコースの展開とともに、在方労働力(とくに農業奉公人)が離村して直接自前稼ぎする傾向もみられてくる。それが公文書にあらわれるのは、家中奉公人不足が問題となった正徳期からである。それは「下々之儀に御座候に付聞上不申」というように公文書の上にあまり反映しないで

進行したであろうが、すでに前掲寛文五年七月の三カ国御扶持人・十村の返答書でも耕作奉公人不足状況が知られた。それが正徳四年一〇月の村々肝煎連判請書では次のような点に取締りの重点がおかれている。すなわち、近年在方奉公人が払底しているが、それは何よりも奉公人が「自舞」するからである。そこで以後は「自舞」せざるをえない場合、また百姓・頭振の悴・兄弟が「別家」する場合および町宿へ奉公に出る場合には届出て許可をうけさせる。また奉公人がその主人をかえる場合は先主人の許可（手形）をとることとし、奉公人の心任せにさせない^⑩。つまり在方奉公人不足の事実と、それがなによりも家中奉公人不足と同一理由の奉公人の自前化によるものであり、さらに別家（持高分割・経営縮小化）と町宿への出奉公、また耕作奉公人の不定着性が問題になっていることがわかる。

この在方労働力の直接的自前稼ぎ化のコースは、さきの家中奉公人化を媒介とするコースが誘発したと云えるが、今一つの領主政策の自己矛盾の展開としても説明できる。

寛文元年一二月の仰渡書によると、「百姓子共兄弟、町方へ出し申問敷旨」が令されているのであるが、寛文六年七

月の先掲「改作方裁許仕様書上」では、実際上の処置として、近年は改作仕法当時のように年貢滞納の百姓を追出して別の百姓を入れることは行なわぬようにし、「当分持高下にて無通者賦同村之百姓に預、其身は致奉公給銀をとり、未進相済以後勝手次第に預高取返、百姓に罷成候様に仕来候」とのべている。この預け高は、のちに切高仕法の際に処理が問題になり、一年切のものは別として原則的に切高同様のものとして公式には取返しを認めないとされたが、年貢不足分を子供等を奉公に出して済ます方法は藩の指示に合致して一般に行なわれたと思われる。また切高仕法自体は分高禁止の原則から、二・三男の他所奉公・似合いの稼ぎを命じている（後掲）。そして享保六年一〇月になると再び、上納不足の百姓は家財・牛馬等を売払い、かつ家内の男女を奉公に出して皆済させ、持高は一作卸しにして作徳米をとり、数年を経て力がついたら手作りさせるよう申渡している（切高の進行阻止のため、切高仕法の厳格な貫徹の放棄——後述^⑪）。このような施策がまた在方奉公人離農の誘因になったと推測される。またそれは田地貸借関係の展開をも誘ったであろう。

なお、このような在方労働力の流出のほかに、在方における諸商売が、改作法以来の禁令にもかかわらず、あらわれることが注意される。そうした状況に対する触は寛文初年からすでにみられ、奉公人不足問題が表面化する延宝期とその以後になると比較的頻繁に出されている。それによると酒・地黄煎・菓子・小間物・着類などを売る商人が在々へ入り込み、また百姓の中にもそうした新規の商売をするものがあらわれている。またそれとともに、百姓の「えやう（榮耀）」なる生活——踊子・辻相撲・人形廻等の諸勸進、富突、また嫁取りの道具・饗応、さては「あめぐり（餽魅）」売りの絹の帯、馬方の笠紐などにまで及ぶ——が伴っていたのである。⑧以上にのべてきた日用・小商人化は、農民的商品・貨幣経済のそれなりの発展を前提してはじめて可能であり、またその内容的な一部である。どのコースの在方労働力の流出・離農現象にしろ、領主政策の先述の諸矛盾の展開は農民の商品・貨幣経済のそれなりの発展によって現実に日用取・小商人化しえたといえよう。

さて、以上のような諸状況が一般的な社会問題にまでなると、それらに対する領主の統制策もききめがなくなってくる。正徳期には加賀藩は先述のような取締り令を頻発する一方で、正徳五年一月、さきに設けた家中奉公人の取持人（町人）や裁許役与力が、日用・ざるふり化や他国稼ぎ盛行のために「却而最前より指つかへ申鉢」であることを認める。⑨この奉公人裁許場は、その後享保一〇年に至って廃止されてしまうが、その間にも在方奉公人の無断離村・自前化はすすみ、それだけでなく、新たに頭振・奉公人の「請作」化も進行して、家中奉公人はいうまでもなく、在方奉公人がいよいよ払底してくる。享保五年七月、石川・河北兩郡十村中連判の願書は、藩からの家中奉公人徴用の割当に際して、家中・町方へ出ている奉公人の数を挙げて、奉公に出られる者は出てしまっていると述べ、「畢竟男女野人不足任、改作指支候得者、乍憚大切成儀ニ奉存候」と意見を上申しているが、そのなかで「只今者頭振之儀も夫々請作等仕候ニ付、指当り奉公ニ罷出申者無御座候」と、頭振の「請作」人化をあげ、また「御郡方在々百姓共召仕候男女野人、近年以之之外不足任、作方あしめ之者召置不申指支申候得共、下々之儀に御座候に付聞上不申、押付作方も相勤候様に仕候」、そしてとくに「女野人」をはじめ「惣

而町方・宿方江罷出奉公仕者へ、在々ニ奉公不仕様に罷成、いよいよ奉公人が不足すると指摘している。同様のことは享保一六年二月の諸郡御扶持人・十村連名願書でも、奉公人不足によって「不相応之御田地支配仕候而へ修理以下行届不申、不出来罷成申候、此儀御改作第一之縮方与奉存候」とのべている^⑤。つまり享保期にもなると、家中奉公人の不足どころか、在方奉公人の絶対的不足が第一義的な問題となり、それにつれて奉公人を雇役する農業経営は田地の手入れも行届かぬまま無理な耕作を行なっている状態であった。そして他方では頭振層の請作人化が示すように、離農・離村とは逆の傾向が展開しはじめている。またこうした在方奉公人の絶対的不足は奉公人給銀の高騰をもたらしした。享保一〇年の十村の書上に、「農仕事奉公人男女給銀」（上・中・下別）を元禄九年以前と比較して記し、いずれも高騰していることを示しており、また寛延二年二月の改作奉行触の中に「作人致不足不而已、作人ニ召抱候男女給米高く相成、下々難儀弥増ニ候」との文言がみえる^⑥。さらに、これらの傾向につれて「近年へ右下人共風俗悪敷罷成、主百姓申儀をも承引不仕、申度儘を申様ニ罷成候旨相聞^⑦」といった

風潮も生じてくるのである。その後、享保期以降については、挙例は省くことにするが、ここにあらわれた諸傾向が基本的に存続し、さらに一般化し深化して行くと思われる。こうして前掲天明六年礪波郡「耕作入用平均之覚」では、農業経営費の赤字部分について「不足之分之所へ男女農業之外稼を以仕候」（表2）と説明しているように、農業経営にとってその「外稼」は当然に予定されたもの、両者は結びついたものとなっているのである。

以上、在方労働力の流動・形態変化を一七世紀後半から一八世紀前期について大ざっぱにみてきた。在方労働力の離村・離農は、公式の手続きを経た以外にも、走百姓や欠落、当座隠形態での他国行きや領内での浮浪人化（非人小屋入りも含めて）、また家中奉公人化を経由して、あるいは經由せず直接に日用・小商人化するなど、さまざまな経過・形態においてみられた。それらの現象はとくに凶作・飢饉の際に激しく生じたようであるが、その原因についてわたしは、一つは領主による貢租等の収奪の強さと、いま一つはやはり農民の窮迫阻止策とみられる麦・菜種作（裏作）保護が一因にもなっているであろう商品作物生産、ひいて

は農民的商品経済の、せまい限界をもちながらも一定程度までの発展、この矛盾しながら関連する二点を考えた。この二原因は寛文→正徳期の頃からみ合いながら併存的に作用して、家中奉公人の徴用、未進百姓の奉公人化策などにもみられた領主的内部矛盾を展開させ、上述の諸現象を生むが、そのなかで大づかみに見て、寛文→延宝期には在方労働力の浮浪人化が、延宝→正徳期には日用・小商人化が、より主たる問題となっているようにうけとれる。

つまり寛文→正徳期は、流出する在方労働力の浮浪人↓日用・小商人への変化を徐々にすすめて重点をおきかえながら、全体として両者を混在している過渡期といえよう。この時期は、前節で検討した生産力発展方式（新田開発）の寛文→正徳期、労働集約化方向からみた明暦→延宝（元禄）期の各過渡期にほぼ一致していることを注意したい。そして享保期以降、これらの諸現象（したがってまた諸原因）はひきつづいてみられるが、また新たにこの段階に至って奉公人の絶対的不足による大きな手作経営の危機的状况と頭振（無高）層の請作人（小農民経営）化が指摘されてくる。それは先掲寛文五年七月の史料に示された奉公人雇傭手作

経営における奉公人不足状況のさらに深化したものに（その間に、浮浪人↓日用・小商人化傾向がすすんでいる）ととらえられるが、さらにつきつめれば奉公人雇傭手作経営↓小農民経営（請作形態）を考える必要が生じてくるであろう。そしてその間に元禄六年の切高仕法がなされていたのである。節を改めて切高仕法と小農民経営の自立化を考えることにしよう。

① 佐々木潤之介「加賀藩制成立に関する考察」に引用の寛永五年の菊池文書『社会経済史学』二四の二、八二頁。

② 寛文四年二月『改作所旧記上』九八頁、同四年（同書九九頁）、同一年四月一日・二八日（『斤事通載二』『加賀藩史料四』）以下、『加賀藩史料』は『史料』と略記し、巻数を記すが、編年体なので頁数は省略する——、延宝元年六月『改作所旧記上』二五三頁、『史料四』、同二年四月（『史料四』）、同年八月（『司農典一』、『史料四』）——以下『司農典』は農政経済史料、『藩法集4』に収載されているが一々記さない——、同三年閏四月、六月『改作所旧記上』二七四、二七六頁、『史料四』、元禄九年九月（『司農典一』）、同一〇年八月（『改作所旧記中』一九三頁）など。

③ 『改作所旧記上』七〇頁。

④ 『日本経済大典二二』二五〇頁。

⑤ 『改作所旧記中』一九〇頁。惣委高は、三〇〇歩一反とすれば反別七、一七七町二反二畝三步になる。もっとも、その菜種歩数は倍じがたい。当時の菜種の反収は、前掲延宝六年「能美郡田植付、培園り」

では「よき年は一石余りも御座候、大方は七、八斗出来仕候」。享保元年「田井之自分覚書」では「多少引合中にして老石之出来」とあり、これを本文の菜種歩数に乗ずると、反当一石として七八三石余、それより反収が少なければ、収量も少なくなるが、これでは後掲享保元年の加州三郡の出来高一万四千石弱に比べて格段に少なすぎる。

- ⑥ 前掲書二五五、二七一、三三四頁。
- ⑦ 『改作所旧記下』一六〇頁、農政経済史料『加州郡方旧記四』一四頁。また清水隆久「近世北陸農業技術史」七五頁に表に整理されている。
- ⑧ 前掲書二七二〜三頁。
- ⑨ 清水隆久前掲書二四二〜三頁。
- ⑩ 『私家農業談』(『近世地方経済史料七』三〇一頁)。
- ⑪ 『改作所旧記上』三一四頁、『加州郡方旧記一』二八頁。また、延宝三年六月の令で、田地に茄子・瓜を植えることを禁しているのも蔬菜栽培の発展を裏がきするものであろう(『司農典一』、『史料四』)。
- ⑫ 清水隆久前掲書二八一頁。
- ⑬ 前掲書二七三頁。
- ⑭ 前掲書二七九頁。
- ⑮ 『改作所旧記上』二九頁。
- ⑯ 同書一六七頁。
- ⑰ 『同書下』一一六頁、『加州郡方旧記二』七四頁。なお、これをして同年二月一六日付で改作奉行より里方は田方・上島に作付を禁止する触が出されている(農政経済史料『郡方古例集上』六〇頁)。
- ⑱ 『改作所旧記中』三四頁。
- ⑲ 『加州郡方旧記六』七一、七三、七八頁。
- ⑳ 『御郡典三』(『藩法集6』三三六頁)。
- ㉑ 『加州郡方旧記七』七二頁。

㉒ 『御郡典三』(前掲書三七頁)。

㉓ 清水隆久前掲書一三八頁の表で計算。なお郡内での売買も考えれば、商品化率はもっと高いはずである。

㉔ 付言すれば、佐々木潤之介氏も前掲論文で使用されている元禄期「耕農之外所作在々村々寄帳」は、農政経済史料『農墾所作村々寄帳」と同一のものであるが、その内容は本節の素材としては不十分である。

㉕ 前掲書二九四頁。

㉖ 『改作所旧記中』一〇〇頁。

㉗ 川良雄『那谷寺通夜物語』六六頁。

㉘ 宮本又久「加賀藩の産物方政策をめぐる近江商人と加賀商人」(『北陸史学』二号、三頁)。

㉙ 『砺波市史』六一五頁以下、『戸出史料』三一二頁以下。

㉚ 前掲書二六四頁。なお、前掲元禄元年の他国出品々書上に、河北郡の木津・遠塚の「菅葎かせ」が記されている。両村は羽咋郡境に所在する。

㉛ 『城端町史』二六五頁以下、『砺波市史』六一九頁等。

㉜ 前掲書二九七頁。

㉝ たとえば、小麦の田方裏作は翌年の稲植付がおくれるので禁止されており、『延宝三年六月触——『司農典一』、『史料四』』、また種の早生種は収量が劣るため、作付率はごく小さかったことが農書類から知られる。

㉞ 小野正雄「寛文・延宝期の流通機構」(『日本経済史大系3』第七章)。

㉟ 『改作所旧記下』、『日本経済叢書一六』、『御改作御趣意考』。高沢忠順(平次右衛門、号鶴鳴)は、本文に記したような知識と経験から、利常の改作仕法を模範と考え時弊を強く愁えるが、天明五年財政に関する意見を内申して忌諱にふれ、一時役裁指除閉門を命ぜられたといわれる。その主張は寛政六年『上書内密書』(別名「高沢録」)——

『日本経済叢書』一六)では、華美の風潮とその一方で農民の窮迫を時の弊害を考え、まず家中卒先して儉約を實行し藩制機構を改革することに於て、収斂の弊を改め農民の疲弊を直し、そうして困産を増し御價米の量をへらして藩財政を立直そうといふものである。

36 万治二年正月二日、同年六月一日、同三年正月晦日、同日、同年二月一日、同年四月二日、同年六月一日、同年一月二日、同四年正月二五日(以上いずれも『史料三』、その他の出典は省略)、また万治三年四月二六日(『改作所旧記上』三二頁、『十村留記』)。

37 『史料四』一頁。

38 『改作所旧記上』一四八頁、『史料四』、『十村留記』。

39 40 『司農典一』、『史料四』。

41 『史料四』二二八頁。

42 『序事通載二』七九頁、『史料四』二六一頁。

43 『史料四』二六六頁。

44 『改作所旧記上』二二三頁、『史料四』(但し『史料』では、これを寛文九年に入る)。

45 『序事通載二』七三頁、『史料四』二九八頁、『改作所旧記上』二一八頁。

46 79)に同じ。

47 寛文元年五月二九日触(『序事通載一』一三四頁、『史料三』)。

48 『史料四』二八三〜二九〇頁。その他『同書』三四一、三三六頁、『改作所旧記上』二六四頁など。

49 『史料四』二八七頁。

50 『史料五』三四六、三六九、七四五頁。

51 『史料六』八二七頁。

52 『史料五』四九七頁。

53 『史料五』二二七、四九〇頁。

54 『改作所旧記中』二八八頁。また貞享四〜元禄四年一〇月迄に笠簾・上野新の両村に捨子一人ともある(同書一三〇頁)。

55 『史料五』七四六、八六一頁。

56 『史料六』八〇頁。

57 川合文書「金屋本江留書之内、此方抜書帳ニ無之分写置」、『十村留記』(後者には脱字、誤字があるようにみえる)。

58 『改作所旧記上』三〇三頁。

59 『近世地方経済史料』第一巻。

60 『改作所旧記上』二九九頁、『史料四』。

61 『改作所旧記上』三二六頁。またその調査結果は同書三二五頁。

62 『改作所旧記下』一一五頁、『加州郡方旧記二』七二頁。

63 正徳三年正月二六日、同年三月二日、同月三日、正徳四年二月(『改作所旧記下』一一四、一一七、一二〇、一二八頁、『加州郡方旧記二』七一、七六、八二頁、『同書三』六頁、『史料六』三頁)をはじめ、後掲史料。

64 『改作所旧記下』一三二頁、『加州郡方旧記三』一七頁。

65 前掲正徳三年三月二日、同四年二月の触。

66 『改作所旧記下』一三七頁、『加州郡方旧記三』三〇頁。

67 『改作所旧記下』一七五、一七六頁、『加州郡方旧記四』五五、五七頁。

68 『史料四』五八二頁。

69 『改作所旧記上』三三四頁、『加州郡方旧記一』四九頁、『史料四』五六六頁。

70 77)に同じ。

71 『改作所旧記下』一三七頁、『加州郡方旧記三』三一頁。

72 農政経済史料『三百二条旧記四』一九頁。

73 『史料六』二四五頁、『郡方古例集上』一四六頁。

⑦④ この種の百姓のおごりたる風に対する禁令は頻々と発せられている。たとえばさしあたり、『加賀藩史料』四、五巻の所々にみられる。

⑦⑤ 『改作所旧記下』一五三頁、『加州郡方旧記三』七九頁。

⑦⑥ 『加州郡方旧記六』二六頁、『史料六』。

⑦⑦ 『改作所旧記下』二二五頁、『加州郡方旧記五』二〇頁。

⑦⑧ 『加州郡方旧記七』一一四頁。

⑦⑨ 『同書六』三六頁。

⑧① 『司農典二』、『史料七』。

⑧② 享保十二年二月触(菊池文書「享保十二年旧記」、『司農典二』、『史料六』)。

四 小農民経営の自立

——まとめにかえて——

これまで一七世紀後半から一八世紀末期にかけての農業生産力の発達をしらべ、その諸条件について商品作物生産と在方労働力の社会的な動きを中心に商品・貨幣経済の発展を検討しながら、それらに作用している領主的統制についても考えてきた。ここでは如上のことに関連して農業経営の小規模化の問題について大まかに検討する。それは、これまでの検討結果を、視角をかえて説明するためであるが、同時に、ここではさしあたり小論を総括するか

たちで述べようと思う。叙述の順序は、最初に二・三の個別的な持高構成表を分析し、つぎに切高仕法の意義を考えた上で法令類を主な史料としてその前・後の時期を調べることにする。

前節までに掲げた史料の中に農業経営形態にふれたものがいくつあった。改作入用図りもそうであるが、寛文五年の三州御扶持人・十村の返答書では耕作奉公人不足状況が知られ、享保期以降は農村労働力がいよいよ不足し「請作」化が進行した。寛延四年の縮方請書や天明八年「私家農業談」も明瞭にそれを指摘していた。なお宝永期の『耕稼春秋』や『農事遺書』には経営規模の縮小化についての記事はみあたらない。そこでまず、一七世紀後半を中心に持高別階層構成を二、三の個別的事例について検討してみよう。表8は先述の礪波郡太田村の持高構成の推移である。詳細にはなお検討の余地もあるが、大ざっぱにみて、①慶安・承応期の二〇石以上に限られた階層構成が寛文期を経て元禄末期にいたる間に二〇石未満、さらには五石未満層までにわたる構成に変化する。そして高持農民数は急激に増加し、したがって百姓一人当たり持高平均も急激に減少す

表8 太田村持高構成の推移

持高階層	慶安4 (1651)	承応3 (1654)	寛文6 (1666)	元禄14 (1701)	享保7 (1722)	宝暦9 (1759)	天明5 (1785)	文化9 (1812)	嘉永6 (1853)
200石以上	1	1	1	1	1				1
100~200	4	4	2	1	2	1		1	2
50~100	17	14	4	3	3	3	4	3	2
20~50	2	12	18	22	20	13	11	10	13
10~20			7	12	15	7	12	12	11
5~10				9	9	11	10	7	9
5石未満				16	23	74	84	103	126
合計	24	31	32	64	73	109	121	136	164
1人平均持高	石 86.309	66.820	45.505	23.106	22.126	8.383	7.552	6.719	8.555

備考)・『砺波市史』414~5頁の表より作成。

・なお、村高は年々変動している。

る。②元禄以降もこの傾向は進行するが、宝暦期になると二〇〇石以上の大高持が消滅し、天明五年には一〇〇石以上層がみえなくなる。そして極小高持の比重をとくに高めながら高持百姓数はさらに増え、一人当り平均持高は七~八石台にまで減ってしまっているのである。③それが文化期以降再び一

〇〇石以上、二〇〇石以上層があらわれるが、極小高持は圧倒的であり、百姓数合計もさらに増えている。一九世紀については今は扱わないが、一七世紀中期から一八世紀末までの期間における持高構成のこの大きな(質的な)変化は注目すべきである。それは全体としては全般的な小高持化の進行であり、そのなかでとくに、さしあたり寛文~元禄期からみられる小規模高持の簇生(同時に高持農民の急増)と享保~宝暦~天明期(寛政一〇年には一〇〇石台が一人あらわれる)にかけての、大高持の持高減少とが特徴的であり、かつ両者のはじまりに半世紀

表9 寛文期(推定)十村新四郎組の持高構成

持高階層	本百姓A (構成比)	下百姓 (構成比)	放後の本 姓と下百姓 計B(構成比)	B/A 指数 (A=100)
40石以上	4人(1.2)%		3(0.7)	75
30~40	10(2.9)		5(1.2)	50
20~30	40(11.7)	1(1.4)	24(5.8)	60
10~20	161(47.1)	13(18.3)	177(42.9)	110
5~10	118(34.5)	40(56.3)	172(41.6)	146
5石未満	9(2.6)	17(24.0)	32(7.8)	356
合計	342(100.0)	71(100.0)	413(100.0)	121

備考)・史料は輪島市直江家文書。

・19ヶ村分の集計。ただし新四郎組の全てではない(史料破欠のため全てを知りえない)。

・ほかに入作4, 寺3をのぞいた。

表10 貞享元年(1684)押野組の持高構成

持高階層	本百姓A (構成比)	下百姓 (構成比)	放出後の 下百姓計 (構成比)	本百姓合 計 (構成比)	B/A 指数 (A = 100)
200石以上	1 ^人 (0.2) [%]				0
100~200	24 (4.2)		14 (1.8)	14 (1.8)	58
60~100	79 (13.9)	1 (0.5)	44 (5.6)	44 (5.6)	56
30~60	292 (51.3)	17 (7.9)	282 (35.9)	282 (35.9)	97
10~30	168 (29.5)	177 (81.9)	414 (52.7)	414 (52.7)	246
10石未満	5 (0.9)	21 (9.7)	31 (4.0)	31 (4.0)	620
合計	569(100.0)	216(100.0)	785(100.0)		138

備考) ・貞享元年押野組村々高免品々帳(『石川県押野村史』577頁以下)より作成。
 ・押野組40ヵ村のうち、泉野新村・泉野出村をのぞく38ヵ村の集計である。
 ・組内百姓の懸作高はその百姓の持高に加え、組外百姓の懸作高は集計から省いた。
 ・御供田村又三郎内附の又七は下百姓に数えた。

あまりのズレのあることが指摘できる。これは一つの村の例でしかないが、両者のはじまりのズレの期間は、先述の農業生産力発展および流出した方労働力の存在形態の転換期・過渡期にあたることに注意しなければならない。そこで、この時期についても少し一般的にみるために表9、10を掲げた。表9は奥能登願至郡の山村地域、十村

新四郎組に属する一九ヵ村の、寛文末期と推定される持高構成である。表10は石川県平野部の押野組に属する三八ヵ村の貞享元年の持高構成である。両方とも「下百姓」が本百姓に内附記載されているので、この下百姓放出の様子から持高構成変化の傾向を推測してみたい。もっとも、それは、特定の年代について、内附記載を無視した場合と、下百姓経営が分立していると考えた場合との比較なのであるが、そうした下百姓放出という形での事実上の持高移動に、時間的変化の虚影をとらえてみようとするのである。寛文の十村新四郎組の場合、「指数」欄にみるように、農民数は一・二倍にふえ、それとともに二〇石以上層は半分から四分の三に減り、他方で五〜一〇石層は一・五倍、五石未満層は三倍半にふえている。この結果、本百姓一人平均持高一三石九〇一合であったものが、平均七石七一一合の下百姓を放出して、農民(本百姓と下百姓合計)の平均持高は一石五一一合となった。持高放出率(全持高に対する下百姓持高の比)は一・五%である。こうして持高構成は、下百姓分を含んだ本百姓持高「表の「本百姓」欄の二〇石以上層一五・八%、一〇石未満層三七・一%の構成が、下百

姓放出によって「放出後の本百姓と下百姓合計」欄の二〇石以上層七・七%、一〇石未満層四九・四%の構成に変化している。つぎに貞享元年押野組の場合も同様である。ここでは農民数は一・四倍ほどにふえ、二〇〇石以上層は消滅して六〇石以上層は半数近くに減り、逆に一〇〇石層は二倍半、一〇石未満層は絶対数はまだ少ないが六倍余にふえている。また本百姓一人平均持高四四石二八合は下百姓へ平均一八石を分割した結果、農民平均持高は三二石〇九八合になった。持高放出率は一五・四%である。こうして持高構成は、「本百姓」欄の六〇石以上層一八・三%、三〇〇石層五一・三%が「放出後の本百姓と下百姓合計」欄の各七・四%、三五・九%に減少し、それに対して三〇石未満層は三〇・四%から五六・七%へ増加している。すなわち構成的変化は奥能登より著しいが傾向は両地域とも同じである。この小高持化は、この場合は、「下百姓」欄にみるように下百姓が圧倒的に小規模な高を与えられて放出されていることと、下百姓放出によって本百姓がそれだけ持高を減少したことによるものであるが、こうしてあらわれた構成的特徴、すなわち大高持の持高減少、小規模農

民の事実上の成立とそれによる農民数の増加との発生、しかしなお大高持は残存し、また一〇石未満ないし五石未満といった極小高持の成立はまだ十分でない。この特徴は下百姓（事実上の農民経営）か百姓（形式上も）かを問わぬなら、礪波郡太田村の場合（表8）と同じである。一七世紀後期の持高構成は三州一般に右のような特徴がみられたと思われる。それは、小規模農業経営に適合的な技術発展が未熟であり、他方で「下人」奉公人雇傭経営がすでに危機的様相をばらんでいた過渡期に見合った特徴といえるであろう。以上に持高構成のなかに農業経営規模の反映をさぐってきたが、つぎに、法令類について、したがって藩の政策としての反映も含めて、この問題を考えてみよう。法令としては切高仕法が最も重要な意義を持つので、まずそれを検討し、その上で仕法以前を、つぎに以後の時期をみることにしよう。

最初に周知の元禄六年一二月一二日付の切高令^⑤を要約して示しておこう。「第一条」百姓が作損によって年貢を滞納し、百姓相互間で持高を渡し、あとになってその田地を取戻したいと申して出入りに及び届出てくるが、これを願

にまかせて先百姓へ返しては耕作を粗末にし作損して年貢にとどこおり、百姓のこらしめにもならない。今後は受取った者の田地とし取返しを認めない。〔第二条〕そのようにしても不覚悟にて年貢が滞り持高を耕作しきれない百姓は、その村の肝煎・組合頭が吟味し十村が詮議して相應の高を持たせ、残った高は他の希望者へ改作奉行の許可をえて切高にせよ。〔第三条〕その切高は百姓持高帳に付札して登記せよ。〔第四条〕百姓死去後の跡高は、遺言に任せて二・三男へも配分させてきたが、百姓の持高が減少して手弱になったので、今後は相続は嫡子一人に申付け、二・三男は何方へでも奉公させるか、前以て似合いの稼業をしつけておくようにせよ。〔第五条〕嫡子が病氣または耕作できない事情の者は十村・御扶持人へ届出でよ。

これを検討する前に、佐々木潤之介氏の評価をみておこう。すなわち、「それは一般的に展開している『小農』を維持し、同時に、手余り地・無主地よりの年貢の実現をはかり、農民的余剰を、年貢の中に吸いこもうとする政策であった。そのためには、藩は、最終的に、家長制的地主経営と絶縁せねばならなかったのである。（中略）こうして、

切高仕法こそは、『小農』生産確立の、またとない凱歌のもっとも象徴的な表現であった^④。果してそうであったらうか。

法令の文言のかぎりでは、この仕法は第一に（第一条で）、百姓の耕作粗末・田地作損による年貢滞納から、持高を手離すにいたる傾向に対して「こらしめ」のために行なわれたものである。そして（第二条で）その上でも手余り地を生ずるようなら切高を申付けるといふものである。だから、この法令を直ちに切高促進策とはいえず、また同時に（第四条で）分高による本百姓持高の減少傾向を阻止しようとしていることを考え合せても、この法令は切高・分高による小高持化を推進しようとしたものと云えない。またしたがって従来の比較的大高持農民とその経営を見限ったものでなく、むしろ彼らを維持するための逆説的な（「こらしめ」としての）方策として、切高容認は消極の方策として、打ち出されたものであろうと考える方が合理的である。そして、その方が、切高仕法以前および以後の施策との関連づけにも都合が良いように思われる。

切高仕法以前、一七世紀後半期についてみよう。さきに

寛文五年当時の奉公人不足状況を指摘したが、こうした状況に対する藩の対策は、奉公人を雇傭するような比較的大規模経営維持策であった。寛文四年正月の改作方歟初の令には「大高を持、手前不成百姓、跡々より田地をおろし置申者共、去年作能少手前成候と而、跡々おろし置候高を当年不残取上、手前に而作り、当秋自然不作致候者、又たふれ可申候間、左様之所肝煎・与合頭江相談可然可申付事」の一条があつて、^⑤ここから大高持の手作経営維持が困難になつており、そうした現実の上になつて、能力以上の手作規模拡張に注意を与えていると理解できる。寛文七年五月の触では、近年物ごとに御用捨が多く作食米・貸銀その他の藩からの出費も多いのに、百姓中が「且而成立不申由」を申し、「近年過分之御用捨有之村、又は米商売仕候慥成百姓手前おとろへ候様に仕成、米借候様に書付出し」といった状況がみられることを指摘して、こうした衰えた百姓をそのまま放置しておいた利波郡浅地村の十村新右衛門を、見せしめのために籠舎申しつけたと述べている。^⑥この時期の農政が、農民側の要望をとり入れながら、改作法当時ほど厳格な処置をしなかつたことは前にもふれたが、そうし

た救恤的色彩をもつ施策の下でも、米商売をするようなたしかなる百姓に困窮する者がみられ、これを阻止しようとして策しているのである。その施策は右のように村役人の勧農事務の統制とともに、寛文四年二月には「跡々御定之通、百姓持高ヲ下ニ而わけ、新百姓立申間敷候」と新百姓創設禁止を再確認し、^⑦天和元年正月には品々帳に登録されている百姓が存生中は分高することを禁じ、また寛文八年には正月に三カ国御扶持人十村より、田地出入りに関して万治三年以降に年季に渡した高は証文がなくとも先百姓が受取るように願つて、翌二月に許可されている。^⑧これらはすべて切高仕法とは逆の方法での小高持化阻止＝本百姓手作経営維持策といえる。

しかし事実上の高分け、高売買は進行していた。それは先掲表 8 ～ 10 の持高移動や下百姓放出状況から容易にうかがえることであるが、延宝六年正月に改作奉行が「向後高わけ之儀、親兄弟罷在勝手次第高わけとらせ候義者下百姓同事ニ候得共、以後出入無之様ニ吟味」するよう指示しているように、^⑩事実上の分高（下百姓創設）は藩の事実上の容認のもとで進んでいたのである。つまり切高仕法迄の段階

では、藩の政策は本百姓の「下人」奉公人雇傭経営維持の原則と、その貫徹が困難になる状況での高分け・高売買の事実上の容認との、矛盾する両面が行なわれていたのである。そしてさきに検討した切高令の内容は、この矛盾する両政策をうけついで両方とも公認したものであり、したがって法令としてはそれだけあいまいであるが、しかし過渡的現実を忠実に反映しているということができよう。

ところで、この政策面の矛盾を生起したものの、つまり旧来の本百姓手作経営を危機へ追いやるものは、当時の段階にあつては、一つには新しい生産力、商品経済の発展のめばえもあつたろうが、それはまだわずかなものであつた。むしろ、そうした変化とともに作用した貢租収取の苛酷さの方がより基本的要因であつたように思われる。収奪の強さに関しては改作作法そのものの検討が必要であるが、今はその結果的現象を二、三指摘するにとどめて予想的に述べる。まず、先掲寛文六年七月「改作方裁許仕様書上」で、改作奉行は「免切用捨」(年貢率下げ)をしなかつたことへの非難に弁解して、「尤、先年より今程高免に御座候」と認めた上で、たとえば最も高免(年貢率が高い)の村を用

捨すれば、それについて高免の村が最も高く見えてくるから、理由なしに免相は用捨しがたいものだと述べている。^⑩

すなわち明らかに過重な貢租であっても用捨は容易に行なわれなかつたのである。当時それに代るものが作食米・貸銀等の救恤的支出(先述)の方法であつたと推測できるが、その方法は一時的、部分的にすぎないものである。まして寛文末期に百姓の借物禁止、走百姓統制などに改作法当時の厳格さを復活し(先述)、また延宝五年にはじめて御借銀を行なつたように藩財政が絶対的に逼迫するなかでは、農民の貢租負担をどれだけ軽減しえたか疑わしいといわねばならない。延宝二、三年の甚だしい凶作・飢饉にも見立引免は行なわれなかつた。^⑪行なわれたのは飢人の数を調べて御助米を与へ、百姓に訴訟・騒擾を禁ずることなどである。^⑫

農民は疲弊し農村は荒廢の危機をほらんでいたようである。元禄七、八年の凶作に際して、翌九年新川郡の百姓千四、五百人が欠落、^⑬石川・河北郡では年貢を過分に滞納した百姓は「諸道具其身共ニ売立」、あるいは「御指延御皆濟状」を受けた百姓でも「御延米相斗不申、持高支配も成兼捨置、又ハ植付候而も村中江隠、御小屋江参申者も御座

候」^⑩。このようにして先述の在村労働力の浮浪化が生じ、手
余り地が生ずる。延宝三年七月の触では、「当春者請作人
無之、例年々田地殊之外下直ニ下シ申由」であるが、例年
並の小作料で卸し、従わぬ小作人には田地を刈取らせない
よう指示している^⑪。このように、大きな手作経営で引き合
わなくて卸し作にした田地もまた凶作下では小作人が不足
している。以上から百姓の全般的没落の危機、荒地地を生
ずる危険性があつたことが読みとれるであろう^⑫。こうした
苛酷な収奪を基本的原因とする疲弊・荒地の危機の故に、
農民は引免を要求して騒擾している。さしあたり切高仕法
以前について項目的にだけいえば、寛文一〇年に礪波郡福
光で検地やり直しについて愁訴があり、天和元年には石川
郡村井組などの農民が作毛見立を受けられなかった不満か
ら騒動・愁訴し、四人の百姓が籠舎ならびに闕所の処分を
受けたことが知られる^⑬。そして、こうしたなかで切高仕法
が行なわれたのである。それは、どの農業経営を維持し、
あるいは見放すかの問題よりも、「其身ニ応、開作可仕程之
高見斗為持置、相残ル分切高ニ仕」るよう（第二条、つま
り何よりも手余り地を生じないための措置であつたと考え

られる。そして当面は小農民経営が多く輩出しても未だ十
分な自立性を有していないかぎり、旧来の本百姓手作経営
の「絶百姓」がないよう処置せざるをえなかつたであろう^⑭。

切高仕法は客観的にはその後の小農民経営の一般的成立
に促進的な役割を果たした。しかし、そこに盛られた藩の本
百姓手作経営維持の主観的意図からして、農民は切高令に
対して疑念を持ったし、仕法後の状況の進展のなかで藩は
切高の進行を好ましくないこととしている。元禄一年九
月二四日の改作奉行の新川郡への申達書によれば、新川郡
では「切高元へ相廻り候様ニ被成候様百姓中申聞候、前々
切高請取申百姓も何角申躰ニ御座候」という事情があり、
これに対して改作奉行は切高は耕作が不精で年貢に難渋す
るふとどき者のこらしめのために申付けたものであつて
「一度切高仕候上ハ以来如何様之義候共本人江返申間敷」
ものであると述べている^⑮。同様の触が翌二五日に「諸郡」
へ対しても出されている^⑯。

しかし宝永元年五月の改作奉行「申合義共寛」では「先
祖ノ之高他人江切高仕候義ハ無念之事ニ候」と述べて切
高の進行を愁えており、そして享保六年一〇月に上納不足

百姓は家財牛馬を売り、家内男女を奉公に出し、持高は一作下しにして作徳米をとるようにし、数年経って力がつけ

ば取戻して手作りさせるよう命じている(先述)のは、切

高抑制の意味を持つと考えられる。さらに降って元文三年には正月の十村等執務心得の箇条中に「近年切高仕候者多有之候、百姓共不精故ニ候条、無油断申付、猥ニ切高不仕様為相心得可申候」と切高の盛行を取締らせ、また高分けに關しては、「下ニ而少高之内を致配分置、及難洪ニ候者

も有之由相聞候条、若下ニ而高わけ置候者於有之ニ者遂吟味面出シ之百姓ニ可仕候、向後ハ高五拾石余致所持候百姓者勝手次第第二男等へ高わけ面出シ之百姓ニ仕候儀承届可申候、高五拾石以下之百姓高わけ候へ、可為曲衷事」と規定している。すなわち少しばかりの高を非公認に分与された

農民を公認(面出⁵⁰)した上で、今後は持高五〇石に余る分以外は分高を禁ずることしたのである。つまり切高仕法

は切高・分高による持高の小規模化阻止・弱小零細経営化阻止の観点から修正されたのである。こうして切高仕法は本百姓の大きな手作経営を維持してそれに期待することはもちろんでぎず、また切高仕法が客観的に促進して成立し

た小農民経営も、少なくとも領主にとっては信頼できるものではなかったようにみえる。

当時の農民は、領主の表現でいえば「近年改作方御法取失候十村・百姓多有之段相聞候」という状態であった。それに対して享保九年から改作法の「古格に立婦」る仕法が実施されるのであるが、それらの法令の文言からうかがうと、百姓共の癖が悪くなって皆済することは稀になり、と

かく毎年御貸米を受けねばならぬように心得、さもなければ皆済はしないものと考えているという。また高を多く持つ百姓が次第に手弱になりはてて切高をし、召抱えている

「下人」の風が悪くなって耕作を不精し、主人の云う事を聞かず申したきままを申すようになった。享保一〇年二月の触では小作人は小作料納入を怠り、耕地(請高)は自分

のものでないので耕作をおろそかにして減収分は高主へ負わせ小作料を不足せしめている等々が指摘されている。そればかりでなく、当時は減免要求・貸米要求の農民騒動の高揚期であった。正徳二年秋には先述のごとく大聖寺藩領(江沼郡)で引免要求の強訴(打こわし)を派生が起るが、同時に加賀藩領では石川郡里方の百姓が見立減免を要求して金

沢へ出て強訴し、射水郡の百姓も引免を願って十村と争つて金沢へ強訴し、また礪波郡大西組(福光付近)百姓は肝煎に指導されて貸米を要求して十村を打こわした。^②享保元年、石川郡徳光村で引高要求の越訴があり、同九年には石川郡村井村の与三右衛門・六左衛門(当時十村)父子が、作柄の報告が農民に不利であったとして打こわしをうけた。この家は翌年にも同様の打こわしをうけ、またその時に田井村の十村喜兵衛(次郎吉家)も打こわすとの噂が流れた(要求不明)。^③この打こわしは、先述の古格復帰の仕法が「田井村次郎吉・村井村与三右衛門・津幡江村宅助、重き御用棟取」に任用して開始されたその時点で起ったのである。またその頃に口郡の百姓も立毛見立結果への不満から「稲かづき金沢へ罷出」、禁牢された者も出たという事件が知られる。^④その後、享保一八年には礪波郡三清跡組で減免措置への不満から、同二〇年に石川郡では皆済請書の作成強要に反対してそれぞれ強訴に及んでいる。^⑤そしてこのあと周知のごとき宝暦期の物価騰貴から発した礪波郡城端周辺農民、鳳至郡宇出津辺の農民、そして城下町金沢の貧民達の、激しい打こわしへ発展的に続いて行くのである。宝暦以前の

騒動は惣百姓一揆段階のものと考えられるが、それが時に十村への打こわしを行なうという過激性をもつことも注意しなければならぬ。

享保の復古仕法では、さきへのべた百姓の悪癖に対して各々の農民の心得違いを論ずるとともに、とくに十村・肝煎層に対して古格の通り取りしまることを厳命している。なかでも能美郡と越中三郡の御扶持人と十村が残らず金沢へ来て御貸米を願ったことに対しては、村々を支配し産物を減ぜぬよう努める本務を忘れて御上の費用をもらいさえすればよいと心得ているのは、この仕法をうるさく思つて打ち破る心底なのかと詰問している。^⑥また肝煎層に対しては、「近年肝煎・組合頭、小百姓与同事ニ罷成、様々之申立仕、村中之者も引そこなひ申者共も多有之由」で、村によって長百姓が肝煎役を望まず、小百姓のうちで願うものがあると聞くが、やはり長百姓の内勤めよと命じている。^⑦すなわち村役人層編成の強化策である。そうした措置を必要にしたものは、激しく十村を突き上げ、肝煎を引き込む一般農民の騒動と要求であつたらうし、また当時の経済的基礎の変化であつたらう。そこで、以下では小論で検討した

経済変化について、ふり返って考えておこう。

この一八世紀初期は、上述のように金肥が普及しはじめ、新式農具も一部導入されて農法や農業生産性も小農民経営に適合的な方向へ進みはじめたように考えられた。在村労働力は、小農民経営として農業に留るのは享保以降であるが、流出した者は浮浪化から次第に自前稼ぎに就くようになっていた。このような生産力進歩と農民的商品・貨幣経済の発展は、一般的に云って本百姓手作経営を崩壊し小農民経営の自立を可能にする基礎条件であったと考えられる。しかし当時のそれは未熟なものであった。他方で農民の疲弊・農業の荒廃状況は継続していた。全体としてまだ過渡期の段階を脱しきっていないと考えられる。右の基礎条件は、つづく一八世紀中・末期にかけて次第に充実し、それとともに本百姓手作経営の崩壊と小農民経営の自立が強まるであろう。

そこで、この経営変化のあり方について少しく推論しておこう。旧来の「下人」奉公人を使役する比較的大規模な手作経営にあつては、佐々木氏も指摘するように（先述のごとく証明を誤ったが）協業効果によって労働生産性を高め

る点に特徴があると考えられる。したがってそれに適応した経営発展は、より多くの労働力を結集してより多くの土地を耕作すること、つまり耕作規模の拡大であるといえよう。そのためには新田開発の進行という生産力発展方式が必要である。しかし新田開発は改作仕法当時に最も多く、以後は半減程度で正徳期まで進行して終っていた。本百姓手作経営に相応した生産力発展の耕地拡大方式は当時なりに限界に到達していた。この限界のなかで本百姓手作経営を維持するには経営費の節約とくに給銀の低下、あるいは技術的發展による労働生産性の向上（労働力の節減）が考えられるようにみえる。しかし給銀低下には農業外での労働報酬との関係が問題であり、技術発展にはその発展方向が問題である。反収増大も、追求されたとしても、この異った生産力発展方式との適合性が問題であることはいうまでもない。またこの米作単作地帯では一般に畑作商品生産や農村工業に期待できないから、副業併営方式も成立は困難であろう。そして現実には、経営費構成では給・飯米と肥料代とは対立的で、後者の比率の著しい増大は前者の比率の著しい減少をもたらしたと考えられた（第一節）。また

生産技術は小農民経営に適合的な方式に転換して発達し（第二節）、商品・貨幣経済の進展のなかで農業奉公人の不足、給銀の高騰が知られた（第三節）。奉公人雇傭手作経営にはもはや崩壊以外の途はなかつたのである。ただ、その崩壊の必然性に阻止的に働く要因といえば、検討結果からは農民の全般的疲弊・没落の危機が挙げられよう。もちろん大きな手作経営自体もその危険をまぬがれるものでなかつたが、しかしより小規模な農民は当然より強く疲弊し没落したのであろう。そのために、本百姓手作経営の崩壊過程で手作地が縮小されて数多くの小農民経営が輩出しても、それが大手作に代る経営形態として十分なものでなく、また没落し浮浪した労働力が大手作経営に拾われてその奉公人不足を補つたように、この絶対的窮迫状況が崩壊への途を必然的に辿る本百姓手作経営の余命を引き延ばしたと推測することができる。

ところで、他の側面である小農民経営の現実の形成の仕方について考えると、まず一般的には、多肥・集約化方向への生産力発展と農民的商品・貨幣経済の発達、小農民経営自立の基礎的要因であり、それがいくらかでも農民的

余剰を形成せしめて苛酷な貢租収奪による窮迫状況からの脱却を次第に可能にしたと考えることができる。しかし注意すべきは、折々に指摘してきたように、金肥の購入や改良農具の所有状態、耕地管理の良し悪し、さらに收穫量の多少には、身代の良い農民と悪い農民とに格差があつたことである。小農民経営自立の一般的基礎要因は、同時に農民間の階層差を生起し拡大する要因でもあつた。云い換えれば小農民経営の自立即農民層の分解であつた。とくに、その前史として、またはじめは併存して、農民・農村の絶対的窮迫状況があるのだから、そのなかで小農民が右の基礎的進歩の成果を十分に吸収して成長するコースは至極困難なことであり、それよりも大きな手作経営が相対的な富裕さによって小農民経営の一般方式に適応して自らの経営形態を転換し、生きのびるコースの方が現実には成立しやすかつたと考えられないであらうか。そしてその場合、手作地（また奉公人）を縮小・放棄して小農民の具体的存在形態の一つである小作農民に耕作をゆだねる経営方式、すなわち地主・小作制が生じやすいと思われる。もっとも地主・小作関係がこのコースからしか生じないとか、このコー

スが地主・小作関係しか生じないというのではない。この対応のコースが本来的コースより優勢な場合には、小農民経営自立の一般的過程は、地主・小作関係が支配的な形で実現されるであろうと推測するのである。こうして奉公人雇傭手作経営は小農民経営自立の必然的過程の進行のなかで具体的には手作地を小作に卸して寄生地主経営へ変質・転進し、小農民経営は彼らの生産力発展によって前段階的貧窮分解を基本的に克服し自立性を一般的に獲得しても、直ちに新たな貧窮の危険(具体的には地主・小作制下の農民層分解)に直面するであろう。彼らは小規模に限られた耕地からより多くの収穫をあげて(小作)経営を維持するため、生産技術の相対的劣悪性と家計(経営費)の貧弱さを補って、自分と家族の労働力を過重に駆使しなければならなかったろうし、日雇・小商い・出稼等の農外余業も行なつたであろう。

以上、小論の検討諸結果をふり返りながら、展望的に一般的な推論を加えた。歴史具体的には、これらの変化は一七世紀後半と一八世紀前期の比較的長い期間に徐々に進行するのであるが、それは古いものの没落と新しいものの

台頭と、両者の未完了な状態の上に、不安定で複雑で、困難な悩みの多い時期であり、さまざまの矛盾が顕在化し、対立も現実には激化していたことをみた。そしてこの時期がちょうど「名君」前田綱紀(正保四年三才で襲封、ただし万治三年まで利常が執政、享保八年歿)の治政下にあったのである。その複雑さの解明はさらに今後の課題であるが、ここでは、つぎに小論のしめくくりとして、それにつづく時期、一八世紀後期に入つての、農民層分解と地主・小作関係の具体的状態について二、三の史料をあげ、上述の推測に関してのさしあたりの目安としよう。

地主・小作関係形態での小農民(小作)経営自立の一般的指標となる史料は、さしあたり宝曆八年一〇月の触である。小作人が申合せて損毛が多いように申立てるなど、わがままな仕方が多いため、「依之ニ地主ノ小作之方者作之徳分多候ニ付、近年小百姓・頭振并右二・三男等開作奉公仕候者共引籠致出作候得へ徳分多有之候ニ付、世帯を持或者致別家候余力も無之者共蟠り之徳分を宗与して年令未熟成内ノ妻子を持致別宅候故、開作奉公人年々令不足、高持百姓作之用意指支候ニ付、無是非地主手作いたし候様ニ相

成候^⑨。すなわち小作徳分が地主徳分より多く、奉公人給銀より多いため、奉公人は世帯を持って独立し、小作人となり、奉公人雇傭手作経営は自作（および寄生地主）経営となる。同様の状況は明和六年五月の改作奉行触でも知られる。「百姓者耕作を専心懸候筈之處、算用詰を本ニ立、可成限者致下シ作、手作を減候様相成候段相聞、夫故応持高ニ改作奉公人も拾人召仕候者ハ弔・三人ニ減、馬五疋持候を卷疋ニいたし或ハ馬所持無之者も多有之段相聞候事」。すなわち奉公人雇傭手作経営の寄生地主経営への推転。そして「百姓者可成限田畠地広ク所持を好申筈ニ候処、其沙汰無之、下シ作を勝手宜敷様ニ相心得候儀者、諸郡御扶持人・平十村共之内ニも手作多ク候得者役之勤方ニも指障候様相心得、随分手作を減シ候様致シ候儀有之牀令承知候」。寄生地主化は十村層^⑩最大規模の経営層にまで及んでおり、また領主は依然として耕地拡大方式しか考えず、十村に對して「少々不勝手之筋有之候共、百姓の手本ニ可相成候間、手作相増候様可相心得候」と要求している^⑪。なお小作関係についての史料は寛文期から散見されるが、それは奉公人雇傭手作経営が崩壊しないかぎり、その外業部としての副

次的な制度であつたといわねばならず、またたとえば正徳一揆の翌三年二月の申渡書で、引免の時はその率の通り小作人へ用捨すべきなのに、そのうちたとえば四割を地主の分として指引していることを指摘し、これが小百姓を弥々難儀させ、騒動を起させることになるという意味のことを述べている^⑫。用捨免指引については元文五年八月の触にもみえるが、これを先述の宝曆八年一〇月の触の文言と比べると、両者には地主対小作の力関係の逆転傾向をうかがえるであろう。また先述享保一〇年二月には小作人が耕作を粗雑にして小作料納入を怠ることがあつたが、宝曆にはもつと積極的に小作人が申合せて收穫を偽つたりするのである。そして安永六年九月の触には、小作人が高主の所へ「年暮指引合等之義ニ付大勢連ニ而罷越候牀相聞候」とある^⑬。小作騒動は一九世紀に入ってからみられるが、しかしその（対抗関係はもちろん）対抗勢力は一七世紀後期にはすでに成立していると考えられる^⑭。

こうして地主・小作関係の形成が知られるが、今一つ、典型的な例でないかもしれないが小松町附近の上小松村（先述）における宝曆一三年の経営規模別階層構成をみてお

こう。表11がそれである。この村には特に大きい規模の経営が一戸あり、手作地は七八石(四町六反弱)で、持高は村高の三〇・五%。その四八・二%を卸しているが、それは村の卸高の七三・六%にあたる。この手作地主であり寄生地主である農民は肝煎であるが、その存在の比重はかなり重いと見える。その下の階層では、一〇〇〜三〇石台の四八・四%の農民が六八・三%の土地を耕作するが「請作率」と「卸率」は比較的低く、かつ両者の数値に大差がなく、したがって自作の性格が強い。五〇〜一〇石と五石未満層は合せて四八・四%の戸数であるが一五・〇%の耕作高を持つ

表11 宝暦13年(1763)上小松村経営規模別階層構成

耕作高階層	戸数	耕作高A (推定) 石	持高B	卸し高C	請作高D	1戸当り 平均作入 人	D = 請作 A率(%)	C = 卸率 B(%)
70石台	1 (3.2)	78,000 (16.7)	150,700 (30.5)	72,700 (73.6)	—	11.0	0.0	48.2
20-30石台	8 (25.8)	226,800 (48.6)	232,100 (46.9)	17,600 (17.8)	12,300 (17.3)	3.0	5.4	7.6
10石台	7 (22.6)	91,900 (19.7)	84,200 (17.0)	8,500 (8.6)	16,200 (22.9)	1.9	17.6	10.1
5〜10石	6 (19.4)	45,400 (9.7)	16,300 (3.3)	—	29,100 (41.0)	1.2	64.1	0.0
5石未満	9 (29.0)	24,500 (5.3)	11,200 (2.3)	—	13,300 (18.8)	[1.0]	54.3	0.0
合 計	31(100.0)	466,600(100.0)	494,500(100.0)	98,800(100.0)	70,900(100.0)	2.0	15.2	20.0

備考) 史料は表7に同じ。

・耕作高(推定) = 持高 - 卸し高 + 請作高

・5石未満層の「1戸当り平均作入」は1〜5石の7戸分について計算。1石未満の2戸については記載なし。

・持高と耕作高合計の差 = 卸高と請作高の差は、村外農民の耕作分。

にすぎず、その六四・一%、五四・三%が請作地である。したがってこの階層は小作人的性格が強いが、村全体としては請作率は一五・二%にとどまっている。こうして当時の上小松村は地主・小作関係を形成しつつあるが程度は低く、まだ大きな手作経営を存続しており、また自作の中間層の厚さから農民層分解の程度も低いことがわかる。つまり宝暦期は農民層分解の初期的段階であり、手作地主から寄生地主への推転は過渡的段階にあったといえるであろう。この特殊具体例は、今までに検出してきた一般的動向に比べて大手作経営の崩壊がおくれているようにもみえるが、

諸動向一般はこの表の中に充分に反映されていると思う。

以上、小論は一七世紀中頃から一八世紀末にいたる加賀藩領の農業の経済的变化について、農業生産力の質的進歩の検証を中心に、その歴史的意義づけに関連する面から農民の商品・貨幣経済と小農民経営の発展を調べた。叙述が全体的に冗漫になってしまったが、そのなかでわたしが意図した力点の主要なものは次のような点である。農業生産力向上を労働力を中心に、なるべく総体的にとらえ、農法や生産性のあり方から多肥・集約化という性格づけをすること。農民の商品・貨幣経済の分野はさしあたり部分的だが、とくに労働力の社会的存在形態を問題にすること。また農業経営に関しては全般的窮迫下の小農民経営の成立^①、貧窮分解と右の生産力発展をふまえた上での自立^②、農民層分解とを区別し、かつその自立が歴史具体的に地主・小作関係形成の型として実現することを予想すること。全体として一八世紀初期までの過渡期とその後の新しい時期を区分して、新しい農業生産——農業経営の質的発展の歴史的意義をたしかめようとしたのである。これらは、わたし自

身の問題関心では、以前に越後の場合について検討した同様の問題^③を加賀藩領の素材のなかでより広く詳細に確かめようとしたものである。またこの全体を通じて、わたしが従来は不十分に考察するにとどまっていた領主的土地所有・権力統制の問題を、説明要因としてとり入れるよう試み、これも課題の一つとした。それは、如上の農業発展が領主政治の自己矛盾の展開として、農政の基調を振り切って進むことを示唆するにとどまっておらず、今後さらに検討を深めたいが、さしあたり切高仕法に関連しては従来とことなつた評価を提起したつもりである。

- ① この史料は拙稿「近世前期奥能登の村落類型」(『金沢大学法文学部論集』史学篇一三)でも扱ったが、その数値は原史料に直接あたつた結果表9のように訂正する。訂正の詳細は別の機会にゆずる。
- ② 表10の集計方法は清水隆久氏のそれ(『石川県押野村史』所収論文)とことなる。主な理由は備考欄をみよ。詳細については省く。
- ③ 『司農典一』、『史料五』二六四頁、農政経済史料『改作方旧記附録二』、『鶴来村旧記写』(『日本農民史料聚粹一』一一六頁)他。
- ④ 佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』一三〇頁。
- ⑤ 『改作所旧記上』九六頁。
- ⑥ 同右一六八頁。
- ⑦ 『序事通載二』二八頁、『史料四』。
- ⑧ 『改作方旧記附録一』一〇二頁、『史料四』。

- ⑨ 『改作方旧記附録一』七二頁、『十村留記』、『史料四』。
 ⑩ 『加州郡方旧記一』九頁、『改作所旧記上』三〇四頁。なお後者には誤写があると考ええる。
 ⑪ 『史料四』一三〇頁。
 ⑫ 『改作所旧記上』三〇〇頁、『改作概要記録』(『改作所旧記下』二七七頁)、『上書内密書』(『日本経済叢書一六』二二七頁)。
 ⑬ 『改作概要記録』(前掲書二七八〜九頁)。
 ⑭ 『史料四』四一六、四五五〜八、四六〇、四六七頁等。
 ⑮ 『下新川郡史稿上』六二五、八五六頁。
 ⑯ 元禄九年二月御扶持人・十村七人連署窺書(『片事通載三』六一頁)、『史料五』。
 ⑰ 『司農典一』、『史料四』。
 ⑱ これが改作仕法の貢租取奪を基本的要因としているなら、さきの太田村持高構成(表8)における慶安ノ寛文期の動きが、二〇石未満層をあまり輩出しない限界のなかで、より小規模層へ比重を高めていることにも、すでに農民と農業の危機を読みとれよう。
 ⑲ 『広報ふくみつ』一九五四年八月。
 ⑳ 川合文書「入之御紙面抜書」。
 ㉑ 前掲⑯の窺書に対する改作奉行の指示は「先、御高荒し不申様」、そして「随分絶百姓無之様」に処置することであった(前掲書)。
 ㉒ 『御郡方旧記三』一一九頁。また佐々木氏の例示している元禄九年射水郡十村窺書(前掲書一一九頁)にも切高を望む者がいないことが記されているが、これも新川郡と同様の事情によるものでなかろうか。
 ㉓ 『司農典一』、『史料五』。
 ㉔ 『司農典二』、『史料五』。
 ㉕ 『司農典二』、『史料七』。
 ㉖ 右の分高制限令に関して、元文五年正月の触で、五〇石余持高の分

高許可は「五拾石余之高を式三拾石与申義ニ而著無之候、致配分候而茂残持高五拾石致所持義ニ候」と注意している(『郡方古例集下』三六頁、『史料七』)。

㉗ 以上、享保一〇年二月、同一一年三月、同年六月、同一二年二月の令(いずれも『司農典二』、また『史料六』にも)。

㉘ 『史料五』九六五、九六九、九八八頁、『改作所旧記下』一〇九頁以下、『加州郡方旧記二』五六頁以下他。

㉙ 『石川郡誌』五八頁、『石川県石川郡誌』七三二頁。

㉚ 『史料六』四七四、五三〇頁。

㉛ ㉜の享保一年六月触。

㉜の享保一年三月触。

㉝ 『加州郡方旧記八』八〇頁、一二六頁。三清跡組騒動は『福野町史』二九八頁にも。なお石川郡は村井村与三右衛門家へ押よせた。

㉞ 享保一年三月触(『司農典二』、『史料六』)。

㉟ 享保一年八月、同十二年二月二六日触(『司農典二』、『史料六』)。

㊱ 『司農典二』、『農政経済史料』杉木氏御用方雜録一、『史料八』。

㊲ 『司農典三』。

㊳ 『司農典二』、『史料五』。そこで地主の用捨免指引の客観的作用をつぎのように記している。「ケ様之儀有之故、何事も小百姓をすゝめ身上宜敷百姓者内証ニ而腰を押し申体ニ候、依之ニ小高持之百姓ハ御用捨を受候而も致難義、身上宜敷者ハ猶更宜敷様ニ罷成候儀、不順成仕合ニ候事」。

㊴ 『司農典二』、『史料七』。㊵ 『司農典三』、『史料九』。

㊶ この点はずでに故鎌田久明氏が指摘されている(『日本近代産業の成

立』一八四頁)。

㊷ 堀江英一編著『幕末・維新の農業構造』第三章。